

特定非営利活動法人いしかわ生物多様性ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いしかわ生物多様性ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県小松市京町1番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、石川県を中心とした地域を対象に、自然環境保全に関心のある者の参加を得て、自然環境や生物多様性の調査・教育研究・保全及び各主体の連携推進に関する事業を行い、自然と人間が共生できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営、または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 自然環境の基礎情報の収集解析及び受託事業
 - ① 自然環境及び生物の分布情報の収集と解析事業
 - ② 生物の生態・行動調査事業
 - ③ 自然環境データベースの構築・活用事業
 - ④ 新たな調査手法の開発に関する事業
- (2) 重要種・希少種や自然環境の保全及び受託事業
 - ① 保全活動及びその支援事業
 - ② 保全施策に関する立案提言事業
 - ③ 新たな保全手法の開発に関する事業
- (3) 自然環境の改善・創出及び受託事業
 - ① 改善・創出及びその支援事業
 - ② 改善・創出に関する立案提言事業
 - ③ 新たな改善・創出手法の開発に関する事業

(4)自然環境の保全・改善・創出と自然環境調査についての教育研究・普及啓発及び受託事業

(5)ネットワークの促進と支援

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した行政機関

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以下を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければ

ばならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印または記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をも

って招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印また

は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加

又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	上野裕介
副理事長	富沢章
理事	平松新一
理事	石山尚樹
理事	白川郁栄
理事	井上尚子
理事	今森達也
理事	増川勝二
理事	東民康
理事	稲葉弘之

監事

黒川貴弘

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ・正会員 …個人：3000円（年会費）、団体：1万円（年会費）
- ・賛助会員…個人：一口2000円（年会費）、団体：一口1万円（年会費）
- ・特別会員…会費無

(法第23条関係様式例)

役員名簿

2024年4月26日現在

特定非営利活動法人いしかわ生物多様性ネットワーク

役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ウエノ ユウスケ 上野 裕介		なし
副理事長	トミサワ アキラ 富沢 章		なし
理事	ヒラマツ シンイチ 平松 新一		なし
理事	イシヤマ ナオキ 石山 尚樹		なし
理事	シラカワ イクエ 白川 郁栄		なし
理事	イノウエ ナオコ 井上 尚子		なし
理事	イマモリ タツヤ 今森 達也		なし
理事	マスカワ カツジ 増川 勝二		なし
理事	ヒガシ タミヤス 東 民康		なし
理事	イナバ ヒロユキ 稲葉 弘之		なし
監事	クロカワ タカヒロ 黒川 貴弘		なし

設 立 趣 旨 書

趣旨および経緯

世界的に生物多様性の減少が進む中、生物多様性条約締約国会議（CBD-COP15）において、「2030年までに、人と地球のために、自然の損失を止め反転させ、自然を回復の道筋にのせる」という「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すことが定められました。日本の生物多様性国家戦略2023-2030においても、ネイチャーポジティブの実現が盛り込まれ、産官学民金による取り組みが全国で始まっています。

石川県においても、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」において「自然と人との共生が将来にわたって確保されるよう、生物の多様性の確保及び自然とのふれあいの推進が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。」と定められており、各主体による自然環境調査や自然環境保全等の取り組みが実施されています。一方で、そこで得られた自然環境情報や環境保全のノウハウ等の共有は限定的であり、新たな自然再生や環境調査、環境保全技術の開発、環境教育や普及啓発等への取り組みに十分に活かされていません。

そこで、この度、自然環境保全に関心のある有志が集まり、行政や企業、団体、個人、教育研究機関等とも協力して、自然環境や生物多様性の調査・教育研究・保全及び各主体の連携推進に関する事業を行い、自然と人間が共生できる持続可能な社会の実現に寄与することを目指すこととしました。

このような活動には、行政や企業、団体、個人、教育研究機関等の皆様のご参加・ご協力が不可欠です。そのため、より公益性および信頼性の高い法人格の取得が必要と考え、特定非営利活動法人を設立することと致しました。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024年4月26日

特定非営利活動法人いしかわ生物多様性ネットワーク
設立代表者 住所 石川県金沢市若松町2丁目157番地
氏名 上野 裕介

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係様式)

2024年度の事業計画書

法人成立の日から 2025 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 いしかわ生物多様性ネットワーク

1 事業実施の方針

2024 年度は、事業の実施にあたり自然環境の基礎情報の収集解析及び受託事業を重点的に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
自然環境の基礎情報の収集解析及び受託事業 ①自然環境及び生物の分布情報の収集と解析事業 ②生物の生態・行動調査事業 ③自然環境データベースの構築・活用事業 ④新たな調査手法の開発に関する事業	各種の動植物の分布や繁殖情報を集め、良好な生態系が残る場所を可視化する	通年	法人事務所	3人	行政・関係団体など	80
重要種・希少種や自然環境の保全及び受託事業 ①保全活動及びその支援事業 ②保全施策に関する立案提言事業 ③新たな保全手法の開発に関する事業	実施予定なし	随時	法人事務所	(10人)	行政・専門家など	—
自然環境の改善・創出及び受託事業 ①改善・創出及びそ	実施予定なし	随時	調査地点 法人事務所	(10人)	行政・関係団体など	—

(法第10条第1項第7号関係様式)

の支援事業 ②改善・創出に関する立案提言事業 ③新たな改善・創出手法の開発に関する事業						
自然環境の保全・改善・創出と自然環境調査についての教育研究・普及啓発及び受託事業	実施予定なし	随時	各会場・施設	(3人)	行政・関係団体・教育機関など	—
ネットワークの促進と支援	実施予定なし	随時	法人事務所	(3人)	行政・専門家・関係団体など	—

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係様式)

2025 年度の事業計画書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 いしかわ生物多様性ネットワーク

1 事業実施の方針

2025 年度は、事業の実施にあたり自然環境の基礎情報の収集解析及び受託事業を充実させると共に、他事業への展開・拡大を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
自然環境の基礎情報の収集解析及び受託事業 ①自然環境及び生物の分布情報の収集と解析事業 ②生物の生態・行動調査事業 ③自然環境データベースの構築・活用事業 ④新たな調査手法の開発に関する事業	各種の動植物の分布や繁殖情報を集め、良好な生態系が残る場所を可視化する	通年	法人事務所	3 人	行政・関係団体など	150
重要種・希少種や自然環境の保全及び受託事業 ①保全活動及びその支援事業 ②保全施策に関する立案提言事業 ③新たな保全手法の開発に関する事業	レッドデータブックの作成支援や各種の保全策の提案	随時	法人事務所	10 人	行政・専門家など	10
自然環境の改善・創出及び受託事業	里山里海の実環境保全・再生や各地	随時	調査地点 法人事務所	10 人	行政・関係団体など	30

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係様式)

①改善・創出及びその支援事業 ②改善・創出に関する立案提言事業 ③新たな改善・創出手法の開発に関する事業	の自然再生の取り組みの支援など					
自然環境の保全・改善・創出と自然環境調査についての教育研究・普及啓発及び受託事業	市民・子供向けの観察会や学習会、AI アプリを使った生物調査イベントなど	随時	各会場・施設	3人	行政・関係団体・教育機関など	50
ネットワークの促進と支援	自然環境保全や生物多様性に関わる団体や個人をつなぐ機会の提供や活動支援	随時	法人事務所	3人	行政・専門家・関係団体など	10

2024年度 活動予算書(案)
法人設立日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人いしかわ生物多様性ネットワーク
(単位:円)

科目	特定非営利活動に 関わる事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費			
.....			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
.....			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4. 事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....			
経常収益計	100,000		100,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	10,000		
法定福利費			
福利厚生費			
.....			
人件費計	10,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
通信費	20,000		
旅費交通費	30,000		
消耗品			
支払利息			
.....			
その他経費計	70,000		
事業費計	80,000		
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	10,000		
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
.....			
人件費計	10,000		
(2) その他経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	3,000		
通信費			
事務用品	2,000		
雑費			
.....			
その他経費計	10,000		
管理費計	20,000		
経常費用計			100,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。
(その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要)

2025年度 活動予算書 (案)
2025年 4月 1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人いしかわ生物多様性ネットワーク
(単位: 円)

科目	特定非営利活動に 関わる事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	300,000		
賛助会員受取会費			
.....			
2 受取寄附金			
受取寄附金			
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4 事業収益			
事業収益			
5 其他収益			
受取利息			
雑収益			
.....			
経常収益計	300,000		300,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	20,000		
法定福利費			
福利厚生費			
.....			
人件費計	20,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
通信費	50,000		
旅費交通費	100,000		
減価償却費			
業務委託費	30,000		
支払利息			
.....			
その他経費計	230,000		
事業費計	250,000		
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	20,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	20,000		
(2) その他経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	10,000		
通信費			
事務用品費	5,000		
雑費			
.....			
その他経費計	30,000		
管理費計	50,000		
経常費用計			
当期経常増減額			300,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。
(その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要)